

「新しい公共」の担い手による地域づくり活動環境整備に関する  
実証調査事業（第1回）  
募集要領

平成23年4月25日  
国土交通省国土計画局

## 1. 趣旨

人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」である「新しい公共」を実現するため、多様な主体が地域づくりを担っていけるように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促す制度を構築する必要があります。

本事業では、「新しい公共」の活動の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して活用し自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるために必要な、広く資金や資源を集めて地域における資金循環を作り出すための資金的支援のあり方や「新しい公共」の活動の担い手に対する経営支援（非資金的支援）のあり方に関する実証的な検討等を行うため、先進的でありかつ一過性ではない活動に対する提案を広く募集し、選定された提案について調査費（国費）を活用して展開していただきます。これらの活動の成果をとりまとめ、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促す制度を検討していくことを目的とします。

## 2. 募集提案に関する方針

3月11日に発生した東日本大震災の復興・再生において、特に、「新しい公共」の担い手による被災地復興・再生に係る地域づくりを促すしくみの検討が急がれることから、第1回実証調査事業の提案の募集にあたっては、内容を東日本大震災の復興・再生に係る地域づくりを目的としたものに限定することとします。

### （1）応募主体

応募主体は、東日本大震災の復興・再生に係る地域づくりを目的として「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う団体（例：中間支援組織、民間企業、NPO法人その他団体、地域団体）とします。なお、地方公共団体からの応募はできません。

①応募は、当該団体が法人格を有している場合か、または、法人格のない任意の団体で以下のすべての要件に該当する場合に限り可能です。

- ・代表者の定めがあること
- ・事業実施手続きを適切かつ効率的に行うため、団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること

②複数団体が連名で応募することもできます。この場合、代表団体を定めた上で当該代表団体から応募していただきます。代表団体は、①で示した要件を全て満たしている団体とします。

- ・異なる提案内容の応募を行う場合、同一の主体が複数の応募に参加することを認めます。

## (2) 重点事項

東日本大震災の復興・再生に係る地域づくりを目的としており、次に掲げる「重点分野」1, 2に該当する活動に関する実証的な調査を行うものとします。

### <重点分野>

1. 「新しい公共」の担い手による地域づくり、地域活性化の活動に対して、資金的支援（市民が出資したお金を基にした、地域社会のための活動などを行う団体や個人などへの投資スキーム、複数の金融機関等の連携による資金供給スキーム など）を行うための活動のうち、次の要件をすべて満たすもの。

- ・震災復興の目的のために資金を募る仕組みの立ち上げに関するもの。
- ・担い手に対し、将来的に返還することを前提としない形の資金的支援だけを実施するものではないこと。
- ・担い手に対する非資金的支援も併せて行うもの、または非資金的支援を行う団体との連携を図るもの。
- ・自治体との連携が見込まれること。

2. 「新しい公共」の担い手による地域経営活動（地域資源を活用した地域づくり活動、地域活性化を目指す活動）に対する、ノウハウ提供などの非資金的支援を行うための中間支援的活動（※）のうち、次の要件をすべて満たすもの。

（※ここで中間支援的活動とは、地域づくり活動を行う人材の育成、マッチング、専門的知識によるアドバイス等により地域づくり活動の中

間的に支援する活動のこととします)

- ・活動が自律的・継続的なものとなるよう、団体として合意した活動目標及び活動計画があること。(活動計画が復旧期のみのものである場合は、活動の趣旨や成果を継続的なものとするための工夫が計画に盛り込まれていること)
- ・活動が地域に根ざし、その地域に適した支援となるよう、自治体と連携を図っており、また、活動主体の中に、活動地域での活動経験がある団体または構成員が含まれること。

### (3) 対象経費

イ. 本事業に提案頂く活動費の1件あたりの上限は500万円とし、予算の範囲内で選定します。

ロ. 本事業の活動において、国費で措置できる経費は主に

- ①社会実験的な具体的活動の実践（コミュニティファンドの運営、ワークショップの開催など）
- ②ヒアリングやアンケート等を通じた課題や活動効果の把握・整理
- ③関係者間の合意形成、外部からのアドバイザー招聘等を通じた人材育成・研修、普及啓発等の諸活動を含む活動環境の整備等であり、本事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等は対象となります。

ハ. 以下のような経費は国費による措置の対象となりません。

- ①応募団体により従来から行われている取組の単純な振替に当たる経費
- ②国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ③恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれない経費
- ④先進事例視察費
- ⑤営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費
- ⑥一過性・単発のイベント等の実施に関する経費
- ⑦活動の主たる部分を応募主体以外の者に委託する場合の経費
- ⑧コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑨支援（資金的支援、非資金的支援）先となる団体の活動への直接的な資金助成にとみなされる経費

## 二. その他

- ・国費と自主財源を併せて一体不可分の活動を実施される場合には、どの経費を国費で措置するかを明らかにしてください。
- ・事業の活動の1つとして実験事業を実施し、その事業収入を得た場合には当該事業を継続するための原資とすることができます。このような活動を予定されている場合は、その収支の予定をご提出ください。事業継続の活動原資とすることが確認できない活動の経費には国費の措置はできません。
- ・実施される活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の承諾を得る必要があります。

### (4) 事業の実施期間

本事業として実施する取組は、平成23年度中に実施可能な活動であることとします。

### (5) 実施体制

本事業は、原則として応募主体が自ら行うこととします。応募団体以外の者に当該事業の一部(事業の主たる部分である場合を除く)を委託(「再委託」といいます)することも可能ですが、この場合はあらかじめ承諾を得てください。なお事業の主たる部分を再委託することはできません。

### (6) 事業の成果

(4) 事業の実施期間で示した事業の実施期間の終了日までに、本事業の実施結果をまとめた成果報告書(A4で30頁以上)及びその内容を収録した電子データを、それぞれ2部提出してください。

なお、報告書は、個人情報に関わる部分等を除き、原則として、国土交通省のホームページ等で公開します。

## 3. 選定に関わる方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

### (1) 選定にあたっての審査項目

事業の選定にあたっては、本事業の趣旨を踏まえ、特に以下の事項に留意します。

#### ①課題把握の的確性

対象とする分野、地域などの課題について、十分な分析、検討の上での的

確に把握していること。

**②重点事項への適合性**

重点事項の趣旨に合致していること。

**③実効性**

課題の解決に向けた効果的な仕組みが提案され、その提案を適切に実証するための調査が計画されていること。

**④即応性**

早急な復興・再生のため、早急に活動を開始し提案を実現できる計画であること。

**⑤活動の持続可能性**

人的、物的、資金的な面から、本事業終了後もしくみが持続可能あること。

**(2) 選定プロセス**

応募から提案の採択、事業の実施までのプロセスは以下の通りです。

**①提案の公募**

国土交通省は、事業の提案に必要となる事項（この募集要領）を定めて公募を行います。

**②提案の応募**

応募主体は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載している事業の根幹に関わる変更があった場合、当該提案書の応募主体は速やかに担当者へ連絡するとともに、変更後の提案書を電子メールにてお送り下さい。

**③提案の選定**

提出いただいた書類の内容等をもとに、「1. 趣旨」及び「2. 募集提案に関する方針」に合致するものについて、「3. (1)」の「審査項目」に従い、有識者からなる「『新しい公共』・官民広域連携推進会議」（以後、「推進会議」といいます）において選定します。選定の結果は応募主体あてに通知します。（5月中を想定）

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

**④契約の締結**

国土交通省は、審査の結果について応募団体あて（連名での提案の場合には代表団体あて）に通知するとともに、採択された提案については、国土交通省国土計画局にて契約の手続きを行います。（連名での提案の場合には、代表団体との間で契約の手続きを行います。）

なお、契約手続きに際し、実施内容の精査等のため応募団体と個別に協議させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

#### ⑤評価

本事業では、選定された取組の成果を把握するため、推進会議委員または国土交通省職員が活動に参加する等により活動の状況や成果を確認させていただきます。活動終了時には、評価には当初計画に対する達成度、課題の克服状況等の結果・効果などを確認いたします。(平成23年度内)

### 4. 提出書類

提案内容については、下記様式にモデル事業の実施内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔、明瞭にまとめて記入の上、提出して下さい。なお、①～⑤については、国土交通省国土計画局ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku\\_tk5\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku_tk5_000080.html))よりファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

#### ①様式1：提案書（課題、事業内容等）

※提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨をご理解の上、活動内容が具体的にイメージできるように記入して下さい。活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意ください。

※事業の事業費に自主財源を併せて一体不可分の活動を行うことを提案される場合には、活動の全体像をお示し頂くとともに事業費で行う部分を明らかにしてください。

#### ②様式2：事業実施フロー図

※契約の時期と想定される5月以降の活動を記入して下さい。

#### ③様式3：資金計画等

※様式1、2に記載された事業内容ごとに、概算費用と内訳、再委託の予定の有無を記載してください。

※応募時にご提出いただく資金計画は、ご提案が選定された後に、詳細内容をご提出頂きます。その際、算出方法が国土交通省の基準と異なったり、当事業の対象としない経費であったりするケースにおいては、必要な修正をしていただく必要があります。また、募集の結果、独創的な提案で事業として実施する必要が特に高いものが多数応募された場合には、採択件数が想定より多くなる可能性があります。このため、必ずしも応募時にご提出いただく金額での契約とはならないことがありますので、ご了承ください。

資金計画等に関する資料で応募時にご提出いただくのは様式3のみですが、ご提案が選定された場合には、1週間以内を目処に以下の資料をご提出いただきます。これらの資料を提出頂き、内容の精査をさせて頂いた後に契約手続きを行うこととなります。

参考1：必要経費の概算表（全ての採択団体で作成していただきます）

※必要経費を国土交通省の基準にあった積算方法で計算したものが契約金額となります（上限金額の範囲内）。

※国費と併せて自主財源を併せて一体不可分の活動を実施される場合には、どの経費を国費で措置するかを明らかにしてください。

参考2：事業収支予算書（収入の見込まれる活動内容である場合、または、自主財源の活用を予定する場合のみ）

※事業の活動の1つとして実験事業を実施し、その事業収入を得た場合には当該事業を継続するための原資とすることができます。このような活動を予定されている場合は、その収支の予定をご提出ください。事業継続の活動原資とすることが確認できない活動の経費には国費の措置はできません。

参考3：再委託承諾申請書【参考3-1】及び履行体制に関する書面【参考3-2】（活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合のみ）

※実施される活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の承諾を得る必要があります。

#### ④様式4：応募団体整理表

※応募団体の代表者及び担当者、連絡先を記入して下さい。

※選定結果等の連絡の郵送や必要な確認等を確実にを行うため、住所、電話番号を間違いなく記入してください。住所の宛先が応募団体と異なる名称である場合、「〇〇方」等明記してください。

#### ⑤様式5：他の補助、支援事業等

※他の補助事業等との重複を避けるため、当該モデル事業以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等のうち、今年度応募予定または既に応募済み、もしくは、これまでに採択されたものがある場合は、それら補助事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。なお、従来の取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

#### ⑥参考資料(A4版,該当部分をPDF形式化した電子データ):応募団体の構成、

活動実績、団体の規約又は規定等

※応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料

※複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写し

(注) 上記①～⑥に該当しない補足資料について

※必要に応じて、各資料における補足資料を併せて提出することができます。ただし、選定は①～⑤の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

(補足資料例示)

- ・事業の実施方法等に関する資料
- ・その他先進性、モデル性の内容を補足する関連資料 等

## 5. 応募期間

平成23年4月25日(月)から平成23年5月9日(月) 17:00まで

## 6. 提出方法及び問い合わせ先

「4. 提出書類」は①～⑥について電子データをメール送信にて提出願います。提出形式は、①、②、④、⑤が word 形式、③が excel 形式、⑥が PDF 形式になります。

**メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします。**

<提出先・確認先及び問い合わせ先>

国土交通省国土計画局広域地方整備政策課 コミュニティ班 阿部、鈴木

TEL : (代表) 03-5253-8111 (内線) 29423

Mail : g\_NRB\_DSK@mlit.go.jp

(※) 「4. 提出書類」の①～⑤の書類が「5. 応募期間」の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意ください。

(※) 締切日以降の提出書類の修正・差替は、原則受け付けませんのでご注意ください。

(※) 応募書類等は返却いたしませんので、ご注意ください。

## 7. 平成23年度以降の報告等

本調査事業の報告等の内容は、各地方整備局等及び国土交通省のホームページ等で紹介させていただきます。また、活動期間中、先進的、モデル的な事例として、全国の地域づくり等に取り組む団体や有識者等から国土交通省を通し

て視察等の依頼があった場合には、ご協力いただきます。

#### **8. 提出していただいた書類等について**

提出していただいた書類等については、各地方整備局等及び国土交通本省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。